

指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表

議案番号	施設名称	指定期間	指定管理者の候補者	選定の方法	応募団体数	選定委員会の選定理由（答申）	所管課
120	つるおか子どもの家	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市鶴岡西町1丁目104番地 団体名 つるおか子どもの家運営委員会 代表者 会長 小野格重	任意	—	この施設は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設である。つるおか子どもの家運営委員会は、自治委員会、学校関係者、保護者等によって構成された団体であり、児童クラブとしての地域性、独自性を大切にする観点から、またこれまでの運営実績等から当該団体を指定管理者とすることが適当である。	子ども福祉課
121	佐伯市蒲江生活支援ハウス	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市蒲江大字蒲江浦1344番地1 団体名 社会福祉法人 はまゆう会 代表者 理事長 日高嘉己	公募	1	申請が1団体であり、選定委員が選定基準に基づいた審査（書面審査及びヒアリング）、採決審議を行った結果、申請者が施設の評価基準の項目においても適切であると評価され、また、社会福祉法人としての経営理念、介護予防に対する考え方など、「地域住民が安心して生きがいをもって暮らせる地域づくり」への積極的な姿勢が見られたことなどから、当該団体を指定管理者として指定することが適当である。	高齢者福祉課
129	佐伯市道の駅やよい	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市弥生大字上小倉898番地1 団体名 株式会社 道の駅やよい 代表者 代表取締役 井上勇	任意	—	株式会社道の駅やよいは、第3セクターとして平成12年に旧弥生町が道の駅やよいの管理運営を行うことを目的として設立した。この団体は、建設当時から管理運営を行っていることもあり、地域及び行政との連携・協力体制を構築しているほか、民間のノウハウと堅実性や信頼性を併せ持ち、今後においても佐伯市の振興・発展に多大な寄与が見込まれるため、当該団体を指定管理者とすることが適当である。	観光課
130	佐伯市道の駅宇目	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市宇目大字千束1060番地1 団体名 株式会社 うめ 代表者 代表取締役 井上勇	任意	—	株式会社うめは、第3セクターとして平成6年に旧宇目町が道の駅宇目の管理運営を行うことを目的として設立した。この団体は、建設当時から管理運営を行っていることもあり、地域及び行政との連携・協力体制を構築しているほか、新市発足後は施設整備の財源として基金を設立するなど、市政運営に貢献しており、今後においても佐伯市の振興・発展に多大な寄与が見込まれるため、当該団体を指定管理者とすることが適当である。	観光課

議案番号	施設名称	指定期間	指定管理者の候補者	選定の方法	応募団体数	選定委員会の選定理由（答申）	所管課
131	佐伯市道の駅かまえ	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市蒲江大字蒲江浦 5104番地1 団体名 株式会社 かまえ町総合 物産サービス 代表者 代表取締役 戸高源之助	任意	—	株式会社かまえ町総合物産サービスは、平成16年に旧蒲江町及び旧蒲江町民有志が出資し、第3セクターとして道の駅かまへの管理運営を行うことを目的として設立された。建設当時から管理運営を行っており、常に安定経営に努め、九州屈指の道の駅としての位置付けを確立している。また、地域雇用の場の創出や各出荷協議会との連携及び行政との協力体制も構築しており、今後も佐伯市の振興、発展に多大な貢献が見込まれるため、当該団体を指定管理者とすることが適当である。	観光課
132	佐伯市うめキャンプ村	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市内町1番11号 Kirakuビル1F-101 団体名 一般社団法人 困り事お 助け協会 代表者 理事 小園健一	公募	1	申請が1団体であり、他との比較はできないが、当該団体の理事は、現在の指定管理者の下、当施設の管理に携わってきており、施設の設置目的についても十分理解して施設の管理を良好に行うことができるものと判断されるため、当該団体を指定管理者として指定することが適当である。	観光課
133	佐伯市グリーンパーク直川	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市直川大字上直見 3757番地 団体名 直川カントリー倶楽部管 理組合 代表者 代表 佐竹伸幸	公募	3	申請が3団体あり、厳正なる選定を行った結果、選定された団体は選定基準の各項目について高得点を獲得した。これまで各年層に配慮したイベントや地域と連携した事業計画を実施しており、長年培ってきた経験によりグリーンなどの芝管理を行うためのノウハウも備わっていると判断できることから、現管理者である当該団体を指定管理者として指定することが適当である。	観光課
134	佐伯市鉱泉センター直川	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市直川大字赤木1252 番地 団体名 鉱泉センター直川管理組 合 代表者 代表 岡本忠正	公募	1	申請が1団体であり、他との比較はできないが、現在、当施設を管理している団体であり、施設の設置目的についても十分理解して施設の管理を行ってきていることから、当該団体を指定管理者として指定することが適当である。	観光課
135	佐伯市直川憩の森公園	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	所在地 佐伯市直川大字赤木1262 番地 団体名 女性林研なおかわ 代表者 代表 岩尾京子	公募	1	申請が1団体であり、他との比較はできないが、現在、当施設を管理している団体であり、施設の設置目的についても十分理解して施設の管理を良好に行っている。特に、シーズンオフに地元の食材を使った会席料理の食事会やパン作り教室を開催するなど、女性ならではの活動で集客力の向上を図っており、当該団体を指定管理者として指定することが適当である。	観光課

